

令和8年5月14日
最上総合支庁

報道機関各位

自転車ヘルメット着用推進に関する啓発活動の実施について

道路交通法及び本県条例により、自転車に乗車する全ての方のヘルメット着用が努力義務とされておりますが、県内における自転車ヘルメットの着用率は、高校生以上の年齢層で依然として低い状況にあります。

このため、当協議会では、下記のとおり標記啓発活動を実施しますので、当日の取材等について、よろしくお願いいたします。

記

- 日 時** 令和8年6月11日（木）7：30～8：15
- 場 所** 山形県立新庄志誠館高等学校 校門前、駐輪場付近
- 内 容** 生徒に対して啓発物品を配布しながら、自転車ヘルメットの着用や自転車ヘルメット購入補助事業の活用について呼び掛ける。
- 参加団体** 最上地区交通安全対策連絡協議会、新庄警察署、新庄市交通安全推進協議会、最上地区交通安全協会、山形県立新庄志誠館高等学校（令和8年度自転車ヘルメット着用推進モデル校）
- 主 催** 最上地区交通安全対策連絡協議会（事務局：最上総合支庁）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【問合せ先】

総務企画部総務課防災安全室
室長補佐 矢萩
電話 0233-29-1209
広報監 総務企画部長 東海林